

令和 7 年 5 月 22 日（木）

重層的支援（多機関協働・ 包括相談支援）について

厚木市における重層的支援体制

厚木市 市民福祉部 福祉総合支援課 福祉相談係



福祉総合支援課 福祉相談係

生活困窮者自立支援制度に関すること(平成27年度～)

ホームレス支援に関すること

重層的支援体制整備事業に関すること

高齢者虐待・措置に関すること



場 所 第2庁舎 1階

人員配置 係長、係員 4 人

自立相談支援員5人

(相談支援員3人、就労支援員1人、家計改善支援員1人)

重層的支援 相談支援包括化推進員2人

ホームレス巡回相談員3人



福祉総合支援課 福祉相談係

生活困窮者自立支援相談

- 生活に困っている。生活費、家計相談、住まいの支援など
- 仕事を探している。求職活動、就労定着、就労準備など
- 生きづらさを感じている。ひきこもり、障がいの支援など
- 生活困窮全般の相談支援

重層的支援相談 (多機関協働事業)

- 様々な悩みを複合的に抱えているケースの支援を整理、調整
- 各支援機関や各課が抱える困難事例の課題解決のため、必要なサービスの提案や、庁内と協議し支援体制を調整
- 重層的支援会議で連携、多機関協働で解決スピードを促進

重層的支援体制整備事業について

社会福祉法改正（R2. 6月）

🏠 重層的支援体制整備事業（重層事業）創設
国：重層事業実施（R3. 4月）

社会福祉法（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため（略）重層的支援体制整備事業を行うことができる。

○厚木市地域福祉計画（第6期）

＜計画期間 令和6年度～8年度＞

将来像

「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」

施策の方向9 包括的な相談支援体制の充実

（R3. 11月～）

厚木市重層的支援体制構築プロジェクトチームを設置。

（目的）

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、断らない包括的な相談支援体制を構築し、本市が目指す地域包括ケア社会を実現するため

（R4. 10月～）

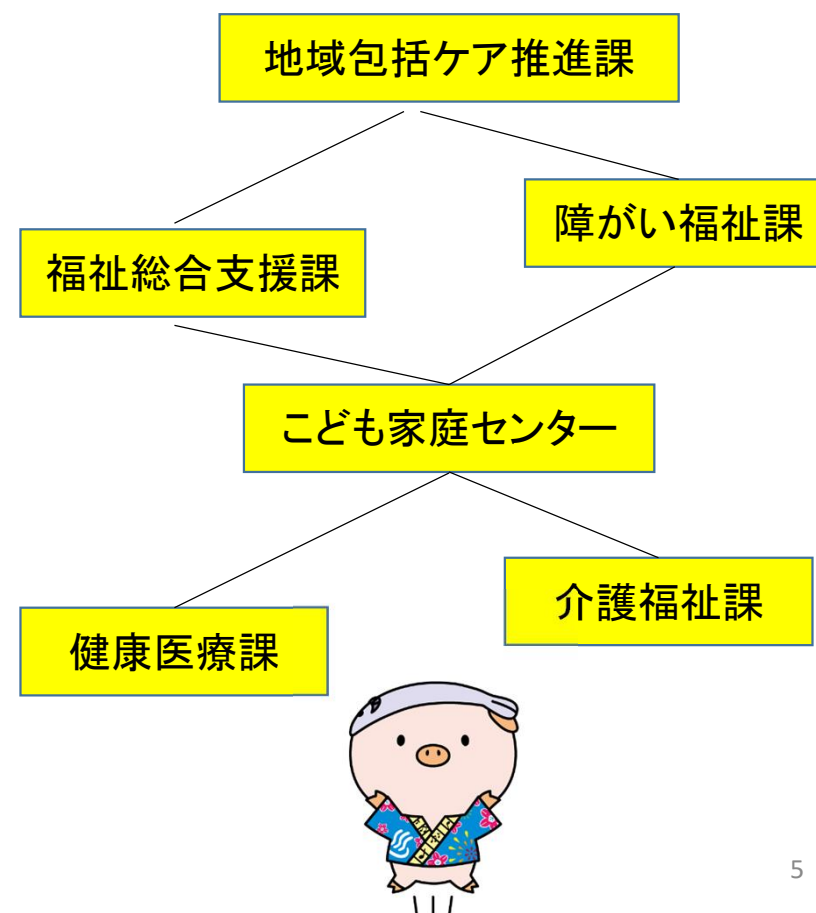
多機関協働事業

相談支援包括化推進員を設置



重層的支援体制整備事業の必須事業

- 1 包括的相談支援事業
- 2 参加支援事業
- 3 地域づくり事業
- 4 アウトリーチ等を通じた
継続的支援事業
- 5 多機関協働事業



本日のテーマ

重層的支援（多機関協働・包括相談支援）

◆ 包括的相談支援事業

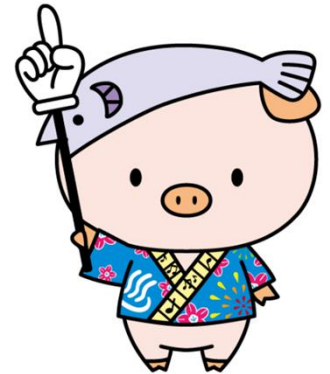
- ◎地域包括支援センター10か所
- ◎障がい者相談（基幹）支援センター 8か所＋1か所
- ◎子育て支援センター「もみじの手」
- ◎母子健康包括支援センター「ひだまり広場」



ほかにも厚木市ではどの相談窓口でも包括的相談を目指しています。（社会福祉協議会「福祉まるごと相談」）

◆ 多機関協働事業（重層的支援会議、相談支援包括化推進員）

それぞれの会議体との関係



地域包括ケア連携センター

在宅医療、介護、生活支援の
連携機能

地域ケア個別会議
(地域包括支援センター)

個別ケース検討

多機関協働事業
(福祉総合支援課福祉相談係)

重層的支援体制

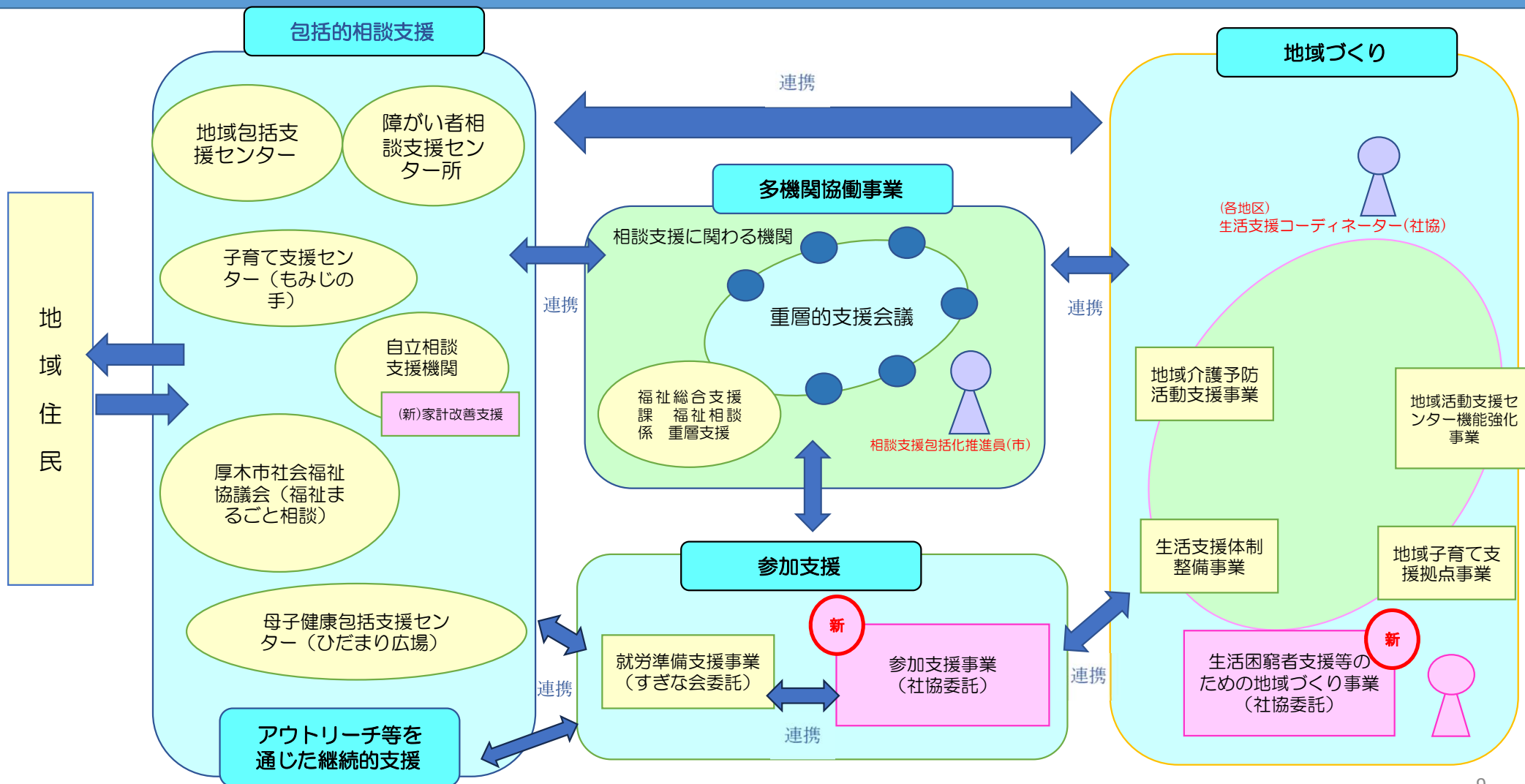


多機関協働事業のご案内



- 1 丸投げする事業ではない
(伴走型支援)
- 2 支援機関の役割分担、方向性
(連携の強化)
- 3 相談者本人の同意 (個人情報)

＜厚木市福祉総合支援課重層支援担当の体制＞多機関協働事業、包括的相談支援事業



多機関協働による相談支援

重層的支援体制

福祉総合支援課では、重層必須事業の中で、包括的相談支援事業、多機関協働、参加支援事業、地域づくり事業に対応。

ゼロから仕組みをつくるのではなく、これまで地域で行われてきた様々な連携の取り組みを重層事業の一部として位置づけたり、より体制的に運用できるよう取りまとめ役を担うこと。

もともとの仕組みを整理して、より良い方法を見出す役割を担うこと。

重層支援担当に高齢、子ども、障がいなど領域をまたぐ相談を入れて頂く

↓福祉総合支援課の重層担当にご連絡ください。(相談支援包括推進員渋谷・高野)

アウトリーチの共通課題を整理して支援担当者をサポート

支援者単独では難しい支援ケースを一緒に考え、支援者の孤立を防ぐ。

支援者の方々に、寄り添う対応を大切にしています。

市内の担当部署や関わっている支援機関等を中心に調整し、支援体制を整備すると同時に対応の迅速化を図る。

どこの部署、機関がかじ取りを取るかなどの方針を決定→重層的支援会議を開催。

その後も重層支援担当で、後方支援を継続。

多機関協働、多職種連携の強化に努め、必要な時に重層的支援会議を開催し、支援体制の軌道修正をして、より良い支援に繋げていく。



多機関協働、重層的支援の相談事例

① 軽度認知症の母親と引きこもりで、暴力をふるう息子。母親と息子のそれぞれの支援についての相談。

② 若年性認知症を発症し失職、生活困窮のため、家賃払えず一時的に親戚宅に母親と共に身を寄せる。母親も認知症。住まいを含めたトータルの支援を相談。

③ 生活困窮している一家。自力歩行不可の体調が悪い娘の医療機関受診の調整と高齢の両親の家計支援を相談。

④ 介護が必要な夫に対し、外国籍でパーソナリティに問題がある妻による不適切な医療介護ケア、ネグレクト。サービスや医療費を踏み倒し債務多数。夫と妻の支援を相談。

⑤ 精神疾患の妻が不穏で易怒的。暴れており、夫が対応に困り、包括に相談。対応の道筋をつけて欲しいと相談。

⑥ 高齢の母親と精神疾患の子という母子家庭に、母親の兄弟が入り込み同居したことで、母親も息子も生活が崩れていってしまい、どうしたら良いかと相談。

⑦ 高齢の夫婦と無職の子について、親戚が非常に心配し、その対応の仕方を相談。



多機関協働、包括的相談支援は 福祉総合支援課 福祉相談係の 重層的支援窓口にご相談ください



支援機関が抱える支援が難しい事例をお聞かせください。
課題解決のために必要なサービスの提案や庁内と協議し支援体制を調整いたします。

重層的支援会議を開催し、課題解決に向けて一緒に対応を進めてまいります。

厚木市 福祉総合支援課 福祉相談係

重層支援担当窓口 **046-225-2895**

お電話、お待ちしております

046-295-8161

お気軽にご相談ください。

